

<慢性GVHD 3級>

(付 記)

- 本例は、障害の原因となった傷病名が「慢性GVHD」であり、造血幹細胞移植を行うことになった原傷病「悪性リンパ腫」の初診日が平成22年4月1日であるので、障害認定日は1年6月後の平成23年10月1日となるが、障害認定日当時は、造血幹細胞移植を行っておらず「慢性GVHD」を発症していない。

また、「慢性GVHD」と診断された平成26年12月1日当時の障害の程度は旧厚年法別表第1に該当しなかったが、その後障害の程度が悪化したため事後重症として請求してきたものである。

- 傷病は慢性GVHDであるので、診断書①～④、⑧、⑨、⑫、⑬、⑯、⑰欄は必ず記載されていなければならない。
- ②欄は「慢性GVHDの発生日」、③欄は「慢性GVHDのため初めて医師の診療を受けた日」について記載してもらうこと。
- ④欄に造血幹細胞移植を行うことになった原傷病名、その初診日を記載してもらうこと。
- ⑬「2 治療状況」欄に造血幹細胞移植の有無、移植日、慢性GVHDの有無、「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類に沿って、程度（軽症・中等症・重症）のいずれかに○を記載してもらうこと。
また、「所見」欄には、上記の程度と診断した臓器別のスコアを記載してもらうこと。
- ⑬「3 その他の所見」欄には、⑬「2 治療状況」欄の補足となる所見やその他の所見について記載してもらうこと。

■ 認 定

検査の結果、慢性GVHDの臓器別スコアが「眼1、口腔1」で重症度分類は「軽症」であるが、一般状態区分は「ウ」、日常生活活動能力等は「長時間の作業継続は困難であり、労働は不可能」とのことから、「労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの」に該当すると認められるので、3級12号と認定される。